

令和3年12月14日  
岐阜県清流の国推進部  
地域スポーツ課長 大川 敦

## 運動部活動地域移行会議（第2回）における意見書

### 1 意見主旨

- 標記会議の議事「(2) 地域における新たなスポーツ環境の構築について」に関して、「資料4」に記載の課題、対応策について概ね了承。
- ただし、「資料4」の「2. 地域における新たなスポーツ環境の構築の方法」及び「3. 地域における新たなスポーツ環境の在り方」について、本県が試行している地域移行の取組みの中で実感している課題を挙げさせていただくので参考にさせていただきたい。

### 2 参考意見

#### ○ 「2. 地域における新たなスポーツ環境の構築の方法」について

岐阜県内の事例において、受け皿となるクラブ主導で保護者や学校を対象とした説明会を開催した結果、保護者側から「今うまくいっているのになぜ変える必要があるのか」、「なぜ急にでてきたクラブに年会費を払わなくてはならないのか」との反発を買い、受け皿として手を挙げたクラブが悪者扱いされている例がある。また、保護者の間では、「部活動がなくなるらしい」といった誤った情報が錯綜しているという話も聞く。

一方、保護者や学校側の問題意識からスタートしている学校・地域においては、議論そのものがスムーズに行われている。

そのことから、すべての関係者が共通の理解、共通の問題意識、危機意識を持ち、同じスタートラインに立って議論を進めることの重要性を感じている。学校部活動が置かれている状況と、これから発生しうる問題について、行政、クラブ、学校、保護者が、共通理解を持ち、「これから部活動をどうにかしていかなければならない」という当事者意識を持ってもらう必要がある。

そのため、例えば、国レベルで部活動の現状と今後の展望・スケジュールを記したパンフレットを作成し、広く関係者（生徒、保護者、教員、指導者等）に配布するなど、各々が当事者意識を持ってスタートできるようにしていただきたい。

### ○ 「3. 地域におけるスポーツ環境の在り方」について

本県のような地方では、民間のクラブも限られた都市部にしかなく、市民クラブやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブで指導されている指導者のほとんどが、部活動同様、ボランティアで活動している。本県における事例において、今のところ議論がスムーズに進んでいる地域も、指導者謝金が少額であるか、ほぼボランティアの状態であり、持続可能であるとは言い難く、潜在的なスポーツ需要にはまったく答えられていない。

もちろん各クラブや自治体の努力、そして受益者負担という考え方の浸透によって乗り越えることも重要だが、特に若年層におけるスポーツ実施率の維持・向上のためには、それだけでは限界がある。特に大きなスポンサー企業がない地方の都市部以外の地域においては、国レベルでの財政的支援が必須であると感じる。

## 第2回検討会議に係る意見書

長岡市教育委員会学校教育課 石川智雄

### 資料4 (3) 活動内容について

#### 【課題】

- ・体力や技量が高い競技志向の生徒だけでなく、スポーツを楽しむといったレクリエーション志向の生徒や・・・

#### 【対応策】

- ・レクリエーション的な活動やシーズン制のような複数の競技種目を経験できる活動など、生徒の志向や体力などの状況にも適したスポーツの機会を確保していく・・・

### 協議事項

地方においては教員の地域指導人材としての関わり方が、居住地主義ではなく、勤務地内での活動が前提となることが想定されます。

生涯スポーツ志向の生徒に対する活動機会について、どのような体制を構築して保障していくかが課題となると考えています。

コミュニティ・スクールにおける地域協働推進本部の連携活用や、高校部活動とのつながりを視野に入れた体制づくりなど、今後、新たな展開につながる政策的なスキームを現時点でイメージされているのかについて確認をお願いしたいと思います。

※希望する教員が地域部活動に参加する場合、考え方のベースを勤務校地域とするか居住地地域とするかにより、特に地方では計画立案の方針が大きく左右されます。今回の会議でもそれぞれの参加者のイメージが違っていると感じています。検討する視点に加えていただくよう要望します。

※部活動の地域移行は、文化系部活動も対象となるため、文科省、文化庁も一体となり進めることが望ましいと感じています。全般的に学校現場は学校教育所管部局(課)の指示や指導に積極的に従う傾向があり、現場教員の認識を一層深めるうえでも必要性があると感じています。

部活動地域移行という大きな転換期ではありますが、同時にオリンピックや日本代表などトップアスリートの発掘や育成についても、新たな部活動形式の動向とあわせて、取組の方向性を提示していくことができるようにする必要があると考えます。

(第2回検討会議) 地域における新たなスポーツ環境の構築についての課題や対応等について

奈良県生駒市スポーツ振興課 西 政仁

【前段 (検討会議でお伝えしたかった内容)】

第2回の検討会議の議事(1)及び議事(2)の中で、競技大会の運営と多様な学校部活動のあり方についての議題がありました。

生駒市での小さな事例になりますが、本市最大の種目別競技大会である市民体育大会は、市・市教委・市スポーツ協会の三者主催で開催しており、中学生の部は、市中体連(市スポーツ協会の加盟競技団体)が主管団体として大会の運営をさせていただいているが、個人競技、団体競技ともに、地域のスポーツ団体(クラブチーム)も、当該大会に参加できるように、市教育委員会から市中体連に申し出を行い、中学校の部活動チームと地域のスポーツ団体が共に出場できるオープンな大会と位置づけ開催しています。

また、今後、学校部活動の多志向や多種目といった多様なあり方を実践していくためには、総合型地域スポーツクラブの役割が大きいと思われます。

中学校部活動の地域移行と言うと、各自治体の中では学校関係のセクションが中心となり進めていくイメージがありますが、社会教育、中でも社会体育を所管するセクションが、学校関係のセクション以上に学校部活動の地域への移行について正しく理解する必要があります。

なお、令和4年度から総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度が始まることから、各自治体が地域の競技大会のあり方を含め、総合型地域スポーツクラブの存在意義や活動内容をあらためて知り、各自治体と総合型地域スポーツクラブとの協働や連携について、もう一度考える機会になればと思います。

## 1. 種目別競技大会の開催について

【課題】

現在、教員が部活動で行っているのは、単に生徒たちへの競技指導だけではなく、部活動を通じた生活指導、各種目別競技大会の企画・運営についても担っていただいています。

中学校の種目別競技大会については、ほとんどの競技で、教員からなる市町村や都道府県の中学校体育連盟が、事前準備から当日の運営、その他の事務処理を行っていただいているため、部活動を地域に移行した場合、大会運営を誰が担うのかという大きな課題が残ります。

中体連主催の大会では、複数校による合同チームは、市町村大会や都道府県大会までは出場できますが、それ以上のブロック大会や全国大会へは出場できないケースがあります。

### 【対応策】

高校総体や全中大会などは、開催地域の種目別競技団体が審判等で運営に携わっていることが多いです。そういったことから、大会運営を地域が担う場合は、参加費による大会運営経費の捻出などの問題はありますが、市町村スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブが、ビジネスベースで大会運営を請け負うことが出るのではないかと考えられます。

なお、現在も種目によっては、教員が種目別競技団体の役員として、社会体育としての大会運営に関わっているケースもあるため、教員の地域人材としての活躍の場は外せないと思われま

す。また、公共施設よりも民間施設の方が、競技環境が充実している施設を利用するような競技種目（例えば：水泳、ボウリング、ゴルフなど）では、ここでも大会運営経費の捻出が最大の課題となりますが、民間事業者に大会運営を委託することも考えられます。

## 2. 多様な学校部活動のあり方について

### 【課題】

そもそも現在の学校運動部活動については、多志向や多種目に対応できる教員数（指導者数）やクラブ数が存在しないと考えられます。

教員の働き方改革の一環として制度を進める考え方を外すわけにはいきませんが、現在の様な状況下で、生活指導を含め生徒たちのことを第一に考え、自分の時間を惜しまず、生徒からの信頼もあつく、熱心に部活動の指導にあたっておられる教員も沢山おられます。

その反面、教員の人事異動などの影響を受けやすい学校部活動の運営は、生徒たちにとっては不安定なものでもあります。

また、少子化に伴い、1つの学校区では、部員が集まらず大会への出場どころか、日頃の練習もままならない状況の部活動もあります。

### 【対応策】

学校部活動の多志向や多種目に対応するためには、市町村スポーツ協会や単一種目の競技団体の協力が不可欠と考えられますが、地方ではそのほとんどがボランティアによる運営であるため、地域住民により運営されている経営感覚を持った公益的な組織である「総合型地域スポーツクラブ」が、学校部活動に携わっている教員や、市町村スポーツ協会、種目別競技団体とともに、または、それらを取りまとめ、地域部活動として運営していくことが望ましいと考えます。

そのためには、各自治体が、今一度「総合型地域スポーツクラブ」についての認識を高めることが必要です。

また、自治体職員にも人事異動があるため、各自治体等がスポーツ基本法の第十条で定められている「地方スポーツ推進計画（都道府県及び市町村のスポーツの推進に関する計画）」の策定や改訂の際、地域部活動の推進について明記し、担当者が変わっても、仕組みや制度がしっかりと引き継がれるようにしていかなければなりません。

なお、部活動の地域移行については、施設面から民間参入がふさわしい競技種目もあることから、

各自治体の社会教育（社会体育）セクションが全面的に関わる必要があります。

また、地域部活動として運営することで、今まで学校部活動ではあまりなかった競技種目も子どもたちの選択肢となり、今まで以上に多種目を実践できるのではないかと考えています。

#### 【まとめ】

いずれにしても、学校部活動の地域移行については、地域の受け入れ先（総合型地域スポーツクラブ、市町村スポーツ協会、民間事業者など）の体制整備が急務であると考えられます。

また、今日まで実際に学校部活動に携わってきた教員たちは、今回の制度を進める中で欠かすことのできない存在であるため、1日でも早く教員の兼職兼業制度を、一般的に利用しやすい環境や制度とすることで、教員の活躍の場を職域だけでなく、地域の人材として活躍してもらいやすくなります。

地域移行については学校任せにならないよう、まずは教員の受け入れ先を確保するため、各自治体の学校教育と社会教育のセクションが、この仕組みをきちんと理解した上で、しっかりと連携し進めていく必要があると考えます。

今回の制度を進める上で過渡期にいる生徒たちには、部費などの費用の支援をはじめ、様々なフォローが必要ですが、学校部活動の地域移行を国の施策として保護者の皆さんにもご理解いただけるよう明確に打ち出し、いずれかの時点で学校から地域に一気に切り替える必要があると感じています。

## 第2回運動部活動の地域移行に関する検討会議 意見

(公財)日本中学校体育連盟

市川嘉裕

### 【資料4-4. 地域における新たなスポーツ環境の構築スケジュール】

#### 対応策 <令和6年度>

・地域におけるスポーツ環境の整備充実を本格的に進め、生徒にふさわしいスポーツ活動を着実に増加させていく

○現在、生徒が参加する大会としては、日本中学校体育連盟や各競技団体、スポーツ協会が主催する大会などがある。令和5年度以降、地域におけるスポーツ活動に参加する生徒は増えていくが、それらの生徒が引き続き練習の成果を発揮できる場を確保するため、国から主催者である日本中学校体育連盟…略…に対して、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や参加資格、引率規定の見直し等の検討を要請し、各団体において令和4年度中に結論を出し、令和5年度からの大会に反映させるべきではないか。

●学校体育団体である(公財)日本中学校体育連盟は、あくまで学校単位での活動の組織であり、市区町村中学校体育連盟の構成による都道府県中学校体育連盟、都道府県中体連の構成による本連盟です。ご承知の通り学校単位での活動が基本の組織です。

大会については年1回、市区町村中体連大会から都道府県中体連大会(種目によりブロック中体連大会)を経て、全国中学校体育大会を開催しているものです。

●市区町村教育委員会等が認めた地域クラブ(地域部活動)については、合同チーム参加規定の範囲内で出場可能となるものです。地域クラブ(地域部活動)の運営形態等により今後、合同チーム参加規定を検討していくものと考えます。

なお、本連盟では「全国大会組織の在り方改革プロジェクト」を進めており、これまでの本連盟プロジェクトのタイムスケジュールで今後に向けた取組を行っていくものです。

●本連盟主催大会以外の大会は数多く実施されており、各競技団体主催のものや、地域や他団体主催の大会等、取組の発表の機会が存在しているものと認識しています。

#### 【引率規定に関して】

●これまでも学校の教員に加え、部活動指導員のみ引率も可能となっています。監督としても認められています。(単独での部活動運営・指導も期待されることです。)

都道府県教育委員会等により生徒引率等の規定が示されています。

今後、早急に全ての学校、全ての部に部活動指導員の配置・任用をお願いしたいです。

#### 【教員の兼職・兼業に関して】

●制度を確立していただき、教員本人の考え等により柔軟に対応していただけるようにしていただきたい。現状、通算労働時間制に係る勤務時間の管理が課題となるため、制度の見直し等を進めていただきたいと考えます。

#### 【その他】

●地域移行が難しい地域・中学校区も多数存在します。どこに住む中学生にも、これまでのスポーツ活動の機会が補償される制度の構築に、お知恵をいただければ有り難いです。

部活動の地域移行に関する検討会議（第2回）において提示された

「資料4」地域における新たなスポーツ環境の構築」にかかる質問、意見等

全日本中学校長会

## 1. 総論

### 【課題】

- ・ これまで、中学校等（※）の生徒（以下「生徒」という。）の健やかな育成のために、スポーツに親しむ機会を確保することは、その多くを学校が運動部活動を設置運営する形で担ってきた。

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部

- ・ しかし、少子化や学校の働き方改革が進む中で、現行の、学校単位で活動し、指導は教員が担うという運動部活動の継続は困難となってきた。今後、各学校において運動部活動が廃止・縮小されていくと、生徒がスポーツに親しむ機会が大きく減少してしまう恐れがある。

### 【対応策】

- 上記のような事態を避けるため、学校の運動部活動に代わり、地域住民の一員である生徒が将来にわたってスポーツに親しめる機会を確保できるよう、小学生や成人等の他の世代と同様に、生徒も地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築する必要があるのではないか。
- 各市町村、地域において、地域における新たなスポーツ環境の構築を着実に進めるため、方法や在り方、スケジュールについて示していく必要があるのではないか。

## ◇地域移行に伴う部活動の「教育的側面」の継承と持続可能な活動への改革

少子化が進み、また学校教育の質をさらに高め教員の健康を守るために学校の働き方改革を進めていく必要がある中、生徒の興味関心に応じてスポーツの機会を提供するという学校の運動部活動が担ってきた役割を、引き続き学校が担っていくことは大変困難であり、持続可能ではないと考えます。

そのため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において議論している学校の運動部活動を段階的に休日から持続可能な地域主体の活動に移行することは、将来にわたって生徒にスポーツの機会を確保していくために、必要なことと考えます。

また、近い将来には現在の学校での部活動を全面的に地域等へ移行していくことも、現状及び今後の状況を鑑みると積極的に進められていくべきであると考えます。

学校における部活動は、生徒個々の技量を向上させる「育成」の要素と生徒の趣味や嗜好に応じる「レクリエーション」の要素のどちらにも偏ることなく、活動に



参加する生徒の実態等に応じて活動を展開してきました。一方、運動部活動は人として将来に活用できる対人関係にかかる一般的なスキル（「躰」「社会性」といわれるものを含む）の体得等、数値としては示されにくい部分についても身に付けることに貢献してきました。

今後、このような教育活動は、人と人が時間と労力を費やして接することにより伝え合うことができるものであり、これを「地域」等で担っていけるようにするためには、十分な支援が必要であると考えます。これまで、「学校」が相当な役割を果たしてきましたが、今後「学校」は生徒と関わる主体の一つとして、地域移行の体制が完成するまでは、「地域」等を支援しつつ、協力協働しながら取り組まなければならないと考えています。

これからは生徒が、スポーツに親しむこと、目標・目的をもって意欲的に活動に取り組むこと、将来にわたり継続的に活動に取り組むことができることとともに、社会の一員として自他を尊重し、多様性を受容し、協働の精神を身に付けるためにも、この青春期の機会に「地域と学校」は、人材、施設機材の活用等を含めて、役割分担を整理確認し、生徒を見守る体制下で確実にそれぞれの役割を果たす責任を負うことになると考えます。

また、運動部活動が地域移行した場合、希望する教員が地域人材の一員として参加することは、教員の地域貢献としても意義があり、自主的に活動に参加することも可能となるよう、生徒の活動に教員がもっている力、学校施設等の活用を含めた制度の整備をお願いいたします。

一方、働き方改革の観点からは、あくまでも本人の希望に基づくものとする必要があり、同調圧力などにより本人の意思にかかわらず従事せざるを得ないことは避けなければならないと考えます。

現在、少子化の進行による生徒数の減少とそれに伴う教員数の減少、学校の統廃合が進んでいること等により縮小傾向にある運動部活動が、持続可能な社会教育体制により生まれかわり、教員の「働き方改革」の進展、中学生の体力及びスポーツ志向の向上、生徒の成長にみんなに関わろうとする考え方の醸成に結び付くことを望み、このあと「地域における新たなスポーツ環境の構築」について、項目を挙げてスポーツ庁並びに部活動の地域移行に関する検討会議に意見と要望等を申し上げます。

## 2. 地域における新たなスポーツ環境の構築の方法

### 【課題】

・ 地域の実情は様々であるため、地域における新たなスポーツ環境の構築の方法が特定のものに限られると円滑に進まなくなる恐れがある。

### 【対応策】

○ 地域における新たなスポーツ環境の構築を進める際には、一つの方法に限定されるべきではなく、地域の実情に応じた様々な方法が想定されるべきではないか。

○ そのため、市町村や地域において、行政や地域スポーツ団体、学校等において、地域の実情に応じて、活動の実施主体、スケジュールなどを検討し、実行していくべきではないか。

○ 学校の働き方改革が進む中で、特に休日において教員が部活動の指導や大会引率に従事することが減少していくと想定される。そのため、地域における新たなスポーツ環境の構築について、まずは休日から取り組んでいき、休日のスポーツ環境の構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日のスポーツ環境の構築に取り組んでいくのが円滑ではないか。

なお、その際、休日から構築することだけでなく、地域の実情に応じて、平日と休日を一体として構築することや、平日から先に構築することなどもあり得るのではないか。

#### ◇活動に参加する生徒の実態に応じた適正な活動計画の策定

平日の活動と休日の活動について、指導者が異なる体制は、生徒の視点で捉えた場合、相当の困惑が予想されることを念頭に、社会全体で環境整備に努める必要があります。また、現在学校教育の一環として位置付けられている「中学校部活動」がこれまで果たしてきた意味や役割を確認しておく必要があります。

本検討会議として、将来的な平日の移行も見据えつつ、まず取り組んでいく必要のある「休日の運動部活動の地域移行」について議論しています。このことから、まず休日の活動から、現在学校教育の一環として位置付けられている活動ではなく、完全に学校とは別の運営主体により適正に管理される条件下で行われる活動に委ねることが必要であると考えます。

なお、ガイドラインでは長期休業期間中について「ある程度の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける」とあることを十分に踏まえ、平日・休日にわたりオフシーズンとすることを地域と学校とで話し合っ決めていく必要があると考えます。

そして、休日の活動について、教員が指導者を務める際は、法令等に定められた職における服務について支障がなく、また過重な負担とされない範囲で、運営団体に属する指導者の一人として兼職兼業の許可を得て活動に従事することが今後必要となります。また、過渡期における平日の部活動については、定められた「ガイドライン」に則って当然行われるべきであります。 【要望・意見】

#### ◇災害給付

現在、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている児童生徒等の災害に対する災害共済給付についても並行して検討し、活動中において発生した児童生徒の災害について補償体制を整える必要があります。

#### ◇参加する生徒の費用負担

主体的に意欲をもって活動に参加するのであるから「ある程度」の費用負担を参加する家庭に求めることはやむを得ないと考えます。一方で、その負担が重くなれば、参加の機会を失わせることが考えられることから、経済格差による影響が出ないよう、公的支援等による活動団体及び参加生徒への支援が行われることを望むものです。【要望】

#### ◇指導者に対する報酬及び労働災害発生時の補償等

活動に際して、指導に一定程度のスキルをもつ指導者があたるのであれば、指導者が報酬を受け取ることは認められるべきであります。その財源は、参加者の負担だけに偏らないよう配慮が必要であり、公的支援、地域の事業者等から運営団体が得る出資・寄付等の収入からも補填されるべきであり、金額等は現行の部活動指導員に対する報酬を念頭に定められることを望むものです。また、部活動指導中の教員に発生した災害補償について、部活動の地域移行期間中及び移行終了後のそれぞれについて明確化しておく必要があります。なお、この点については、教員に限定されるものではなく、運営に従事する者全員を対象とすべきであります。【意見・要望】

#### ◇教員の「兼業・兼職」の認定及び指導の資格等

活動を継続させる上で重要な指導者確保の視点からも、教員の「兼業・兼職」の認定を早急かつ確実に実現を望むものです。

一方、教員が部活動指導を担うことが多い現行の制度は再構築し、指導者は、教員だけではなく、広く当該競技について一定期間の指導経験がある者、各競技団体等が認める指導資格等を有する者等、適正な指導ができる人材が任用されるよう制度を導入することが望ましいと考えます。指導の資格について、教員とそれ以外の者を分けて考える必要はないと考えます。【要望】

#### (1) 参加者

##### 【課題】

○ 運動部活動や地域のスポーツクラブ等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境があれば参加したいと考えている生徒も多い。

##### 【対応策】

○ できるだけ多くの生徒に対してスポーツに親しめる機会を確保するため、運動部活動に所属している生徒だけを想定するのではなく、文化部活動に所属している生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、全ての希望する生徒を想定するべきではないか。

#### ◇部活動の地域移行と地域におけるスポーツ等の活性化

部活動の地域移行に伴い、地域全体の全世代にかかわる問題提起に対象を広げ

ることは、不可避の課題であります。

現時点における本会議の役割は、「休日の活動を地域に移行すること」について論じることであり、指摘された課題を取り上げることは、対応できる人材や施設の確保等の対象を中学生から拡大することであり、会議の機能に支障が生じることが予想されます。運動部活動の休日地域移行の課題整理を優先し、中学生に限定した協議を進めることにとどめてはいかがかでしょうか。休日の地域移行ができなければ、その後さらに広がる活動を進展させていくことは難しいのではないかと考えます。【意見】

## (2) 実施主体

### 【課題】

- ・ 地域におけるスポーツ機会を提供している組織・団体は多様であるため、特定の組織・団体だけを想定することは実情に合わない。

### 【対応策】

- 地域における新たなスポーツ環境の構築に当たっては、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様な実施主体を想定すべきではないか。
- 活動の実施主体としては、既存の地域スポーツ組織・団体だけでなく、地域学校協働本部や保護者会、同窓会など、学校と関係する組織・団体も想定されるのではないか。

## ◇活動の主体

対応策の例示以外にも、同一競技に取り組んでいる複数の学校の部活動が、合同化・統合して設立された団体も想定されるのではないかと考えます。【要望】

## (3) 活動内容

### 【課題】

- ・ 生徒には、体力や技量が高い競技志向の生徒だけでなく、スポーツを楽しむといったレクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒もおり、生徒の志向や状況に応じた活動が必要となる。
- ・ 地域によっては、施設や指導者等の状況から、現在中学校等で設置運営されている競技種目の活動を全部は整備できないところもある。また、生徒だけに特化した活動を整備できないところもある。
- ・ 中学校等の運動部活動では、3学年時の大会での成績を目標として3年間同じ活動を続けることを重視し、また3学年時の大会が終わると受験等のため「引退」と称してスポーツ活動から離れてしまう実態がある。

【対応策】

- 競技志向で特定の競技種目に専念する活動だけではなく、レクリエーション的な活動やシーズン制のような複数の競技種目を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツの機会を確保していく必要があるのではないか。
- 地域における新たなスポーツ環境の構築の趣旨・目的は、生徒がスポーツに親しむ機会を確保するためのものであるため、現在の中学校等において設置運営されている運動部活動の競技種目の活動をそのまま地域で継続させることを前提にするのではなく、生徒のニーズや地域で盛んなスポーツ活動、地域で整備充実が可能なスポーツ活動等の状況を踏まえて構築していくべきではないか。
- 生徒だけを対象とした活動を前提にするのではなく、他の世代と一緒に参画する活動も想定されるのではないか。  
その際、新たな活動を設置することだけでなく、すでに他の世代向けに設置されている活動に、生徒が加わることも想定されるのではないか。
- これまでの中学校等に在学する3年間で一定の競技成績を出すことを重視する運動部活動の在り方を引き継ぐのではなく、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための基盤となる資質・能力を継続して育めるものとするべきではないか。  
そのため、中学校等の3年間だけをターゲットにしてスポーツに親しめる環境を構築するのではなく、小学生から継続し、中学校等を卒業した後も、地域で引き続きスポーツに親しめる環境を構築していくべきではないか。

◇適正な活動内容・水準の確保

まずは、行政機関が運営団体を監督する制度が必要となります。その上で、現行の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を移行期間も含め部活動の地域移行に適応した内容に改定するとともに、運営団体には、活動に参加する生徒の志向や状況に応じた活動方針、活動計画等を策定させ、それがガイドラインを踏まえているかを確認し、必要に応じ指導・助言する必要があると考えます。

活動の取組について、地域、団体の規模等による格差が生じないように、指導の機会ならびに指導者の確保、施設利用等公的支援等で対応を図る必要があります。

施設や指導者等の状況から、現在中学校等で設置運営されている競技種目の活動のすべてを網羅することが難しいことも想定されることから、地域のスポーツ振興にかかる行政機関等が、教員も含めて指導ができる地域の人材を指導者として任用できるよう、両面から部活動を支援できる制度を整えることが望ましいと考えます。【要望】

#### (4) 活動時間

##### 【課題】

- ・ 生徒の志向や体力等の状況に応じた活動時間とする必要がある。
- ・ 競技志向の生徒向けの活動であっても、活動時間はバランスの取れた心身の成長と学校生活を送れるようにすることが必要である。

##### 【対応策】

- 競技志向の生徒向けの活動とレクリエーション志向の生徒向けの活動では、活動時間を変えるなど、生徒の志向や体力等の状況に適した活動時間とする必要があるのではないかと。
- 競技志向の生徒向けの活動であっても、無制限に行われることは適切ではなく、現行のガイドラインで設定している活動時間や休養日を踏まえた時間とする必要があるのではないかと。

#### (5) 活動場所

##### 【課題】

- 地域によっては、既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設だけでは、生徒を受け入れるには十分ではないところもある。

##### 【対応策】

- 地域のスポーツ団体の施設や公共の運動施設だけでなく、(2)に記載する多様な実施主体が中学校等の体育施設を積極的に活用することも考えられるのではないかと。
- 地域の小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった学校の体育施設などの活用も考えられるのではないかと。

#### ◇休日部の活動における施設利用の割り当て等の確認について

今後、休日部の活動については、学校が運営主体でなくなります。一方で学校の施設（校庭、体育館、ホール等）を利用して活動が行われることになり、施設利用について、利用団体とのルール設定が必要となります。

このことについて、地域のスポーツ振興にかかる行政機関等が運営団体と協議することにより、施設利用について、公平公正に活動場所や活動時間の割り当て等に関与することが必要となると考えます。【意見】

#### 4. 地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュール

##### 【課題】

- 各市町村や地域によって、地域における新たなスポーツ環境の構築の進捗はまちまちであるが、どの市町村や地域でもスポーツ環境の構築を着実に進めていけるようにする必要がある。

- 地域における新たなスポーツ環境の構築を進めるためには、スポーツ指導を望む教員が円滑に兼職兼業の許可を得て指導に従事できるようにすることや、地域のスポーツ活動に参加する生徒が日ごろの練習の成果を発揮できる場を確保していく必要がある。

**【対応策】**

- 地域における新たなスポーツ環境の構築を円滑かつ着実に進めるためには、各市町村等が目安とできる一定のスケジュールを示すことは有効ではないか。そのため、各市町村や地域における新たなスポーツ環境の構築に至るスケジュールを示していく必要があるのではないか。
- 令和4年度から各市町村や地域において、まずは休日の地域における新たなスポーツ環境の構築の検討が具体的に進められると想定すると、例えば以下のようなスケジュールが考えられるのではないか。

<令和4年度>

- ・各小・中学校等において、運動部に入っていない生徒も含め、児童生徒のニーズをアンケート等で把握するとともに、体力、運動習慣上の課題等を踏まえて、今後のふさわしいスポーツ活動内容について検討する。
- ・各市町村や地域において、地域スポーツ担当部署、地域スポーツ団体、小・中学校等の関係者による地域における新たなスポーツ環境の構築の在り方や整備充実方策の具体的な検討を開始する。その際、前述の学校における情報を共有し、学校の実情や児童生徒のニーズを踏まえて検討を進める。
- ・各市町村において、次年度以降の地域における新たなスポーツ環境の構築に向けて必要な経費や人員等を検討・措置する。

<令和5年度>

- ・すでに活動しているスポーツ団体・組織を活用できる地域等から段階的に、生徒の受け入れを始める。
- ・地域におけるスポーツ環境の整備充実を進め、新たに整備した活動でも順次生徒を受け入れていく。
- ・各市町村において、次年度以降の地域における新たなスポーツ環境の構築に向けて必要な経費や人員等を引き続き検討・措置する。

<令和6年度>

- ・地域におけるスポーツ環境の整備充実を本格的に進め、生徒にふさわしいスポーツ活動を着実に増加させていく。
- 令和4年度中には、各市町村において、地域でのスポーツ指導を望む教員が兼業兼職の許可を得て指導に携われるよう規定の整備等を進め、令和5年度からは教員の希望に応じて地域で指導する機会が確保されるようにすべきではないか。
- 現在、生徒が参加する大会としては、日本中学校体育連盟や各競技団体、スポーツ協会が主催する大会などがある。令和5年度以降、地域におけるスポーツ活動に参加する生徒は増えていくが、それらの生徒が引き続き練習の成果を発揮で

きる場を確保するため、国から主催者である日本中学校体育連盟や各競技団体、スポーツ協会等に対して、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や参加資格、引率規定の見直し等の検討を要請し、各団体において令和4年度中に結論を出し、令和5年度からの大会に反映させるべきではないか。

- なお、地域における新たなスポーツ環境構築の達成時期のめどについては、今年度に各地方自治体において実施されている「地域運動部活動推進事業」の実践結果や、今後検討していく各個別課題への対処方策等を踏まえて、改めて検討することが適当ではないか。

#### ◇公式大会の終了に伴う活動の継続

受験を伴う現行の学校教育制度の下では、中学3年次の最後の公式戦等が終了した時点で、受験勉強等に時間をかけなければならない状況となります。育成の視点で捉えれば、この期間については、無理なく参加できる体制をつくるとともに、不参加とした生徒が不利益を被らない配慮を行うべきであります。【意見】

#### ◇教員、部活動に取り組む（取り組もうとする）現役の生徒や保護者への早急な対応

運動部活動の改革の真っ只中にある学校の教員、現在部活動に参加している中学生とその保護者、さらに近い将来、中学生になる児童が、これから中学校の部活動がどうなるのかについて、知りたがっている。そのため、当検討会議での議論をできるだけ早く進めて結論を取りまとめ、市町村やスポーツ関係団体、学校等に周知していくべきではないでしょうか。【要望】

#### ◇部活動の地域移行にかかる競技団体等の協力・支援体制の構築について

中体連や競技団体、スポーツ協会等に対して、本検討会議での議論を踏まえ、今後どのような取組を進めようとしているのかを知りたいと考えるのがいかがでしょうか。このことは、今後の地域におけるスポーツ環境の在り方を考える上で大変重要だと考えます。【質問】

#### ◇中体連主催の大会の参加資格について

学校の運動部活動に所属する生徒たちは、中体連主催の全国大会を目指して、日々練習に励んでいます。

しかし、中体連主催の大会は、学校単位で参加する必要があり、地域のスポーツチームに所属する生徒は参加することができません。

今後、運動部活動を地域に移行する場合、生徒がこれまで目標としてきた大会に出場できなくなれば、生徒や保護者の理解を得ることは大変困難であり、学校に対して、地域移行を進めることについて強い反対意見が出されることが考えられます。そのような状況では、地域に受け皿となるスポーツ活動があったとしても、学校として運動部活動の地域への移行を進めることはできなくなってしまう。



学校の運動部活動の地域移行を実現させるためには、中体連主催の大会の参加資格を緩和し、学校単位だけでなく、地域のスポーツチームも参加できるように見直すことが必須であると考えます。

## 第2回運動部活動の地域移行に関する検討会議配付資料に対する意見

※意見・追記部分は赤文字としております。

### 資料3 休日の地域におけるスポーツ環境が整備充実される以前の学校運動部活動の在り方

#### 2. 多様性を重視した運動部活動

##### 【対応策】

○そのため、

- ・運動が苦手な生徒や……………。
- ・生徒の多様なニーズに応えるため、……………。
- ・地域にある……
- ・文化や科学……
- ・生徒の多様なニーズに応え得る指導者の養成、資質向上を促進すること。

(理由)

多様な活動の設置に応じた指導者が重要であると考えます。

#### 4. 指導体制の見直し

##### 【対応策】

- 部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、都道府県や市町村において、域内におけるスポーツ関係団体等の協力を得ながら、スポーツ指導者の発掘・登録に努め、中学校等からの求めに応じてスポーツ指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援が必要ではないか。
- その際、これまで構築されてきた人材バンク等の仕組みの課題等も抽出し、活用される仕組みを構築していくことが肝要である。

(理由)

既に構築されている人材バンク等では活用されていないものがあると聞きます。失敗例、成功例の把握、さらには自治体の負担軽減のため、人材バンクのプラットフォームを国が用意し、自治体が運用することも一考かと思えます。

※システム拡張の経費や人件費のご支援は不可欠ですが、JSPO が展開している「指導者マッチングシステム」の活用も可能ですので併せてご検討ください。

## 資料4 地域における新たなスポーツ環境の構築

### 2. 地域における新たなスポーツ環境の構築の方法

#### 【対応策】

- 地域における新たなスポーツ……想定されるべきではないか。
- そのため、市町村……実行していくべきではないか。
- 地域における新たなスポーツ環境の構築には、コーディネーター役が不可欠ではないか。例えば、市区町村体育・スポーツ協会がその役割を担うことが考えられる。

#### (理由)

地域の実情を把握する立場にある、公共性の高い団体がコーディネーターの役割を担うことが肝要かと思えます。

### 3. 地域における新たなスポーツ環境の在り方

#### (1) 参加者

#### 【対応策】

- できるだけ多くの生徒に……全ての希望する生徒を想定するべきではないか。
- 生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、中学校等が地域で実施されているスポーツ活動の概要を生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするべきではないか。

#### (理由)

資料3にも記載がありますが、地域移行が進んだ後も、スポーツに興味を持つ子供たちを受け入れるためには必要かと考えます。

#### (2) 実施主体

#### 【対応策】

- 地域における新たなスポーツ環境の構築に当たっては、住民が主体的に運営する団体が担うことが望ましいが、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様な実施主体を想定すべきではないか。
- その際、青少年スポーツの重要性や生徒に対する配慮事項、組織のガバナンスについて、実施主体への理解促進が必要不可欠となることから、実施主体として最低限必要な要件（組織運営のガイドラインなど）の策定が必要ではないか。

#### (理由)

多様な実施主体が生徒のスポーツ機会の確保のため、活動していただきたいが、無秩序状態となるのは、生徒のためにならないと考える。青少年スポーツの重要性や生徒に対する配慮事項への理解、組織運営におけるガバナンスの確立を求めるなど、実施主体として最低限必要な要件を示す必要があると考えるため。

## (5)活動場所

### 【対応策】

- 地域のスポーツ団体の施設や公共の運動施設だけでなく、(2)に記載する多様な実施主体が中学校等の体育施設を積極的に活用することも考えられるのではないかな。
- 学校等体育施設開放を推進するために、中学校の体育施設等の管理責任を、中学校が担わない形を検討していくことが必要ではないかな。

#### (理由)

学校体育施設の管理責任が学校(市区町村)等にある場合は、学校等体育施設の活用が進まないため、その対応策の記載が必要だと考えます。

- 中学校の体育施設等の施設開放における細かいルール作りのガイドラインの策定が必要ではないかな。その際、(2)に記載する多様な実施主体の優先利用や使用料の減免等を考慮すべきではないかな。

#### (理由)

学校体育施設の開放については、現状、教育委員会、学校ごとに異なるルールが存在しており、特に、新規で利用をする場合、既存の団体の枠を奪い合うこととなり、難しい状況である。

また、多くの自治体では営利目的では学校施設を利用することができず、会費の上限金額について言及している自治体もあり、現行のルールでは、多様な実施主体が、学校施設を活用することが難しいと想定されるため。

一方で、現行のルールの下であると、民間事業者が学校施設を借りるためには、非営利目的での活動であることを証明しなければならず、非営利組織を別に設立するようなことで対応することが適切なのかを検討する必要がある。

## (6)指導体制

### 【課題】

- 地域における新たなスポーツ環境の構築にあたっては、指導者の確保・育成が必要となるが、十分な数の指導者が確保できていない。
- 指導者には、競技に関する専門的な知識や指導者としての適性を有していることが必要となる。特に教員による指導から離れ、地域の人材による指導となることから、指導者の質の保証は、生徒・保護者等から強く求められるのではないかな。
- 地域でのスポーツ指導を希望する教員が兼職兼業の許可を得やすい環境を作り、円滑に活動できるようにすべきではないかな。

### 【対応策】

- 地域でのスポーツ指導には、日本スポーツ協会をはじめとするスポーツ関係団体等が認定する指導者資格を保有していることを義務付けていくことで指導者の質を保証でき、生徒・保護者の不安を払拭することができるのではないかな。
- その際、当該指導者資格育成のカリキュラム内容や時間数、暴力やハラスメント根絶のための対策を講じているかな等、一定の基準を設ける必要があるのではないかな。
- 地域において、ジュニア世代のスポーツ傷害を防ぐために、スポーツ医・科学の知識を持つ指導者(スポーツドクター・アスレティックトレーナー等)を配置するなど安全対策を講じていく必要があるのではないかな。

#### (理由)

新たなスポーツ環境の構築においても、それにふさわしい指導体制についての言及は必要と考えます。

#### 4. 地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュール

##### 【対応策】(2つめの○)

○令和4年度から各市町村や地域において、まずは休日の地域における新たなスポーツ環境の構築の検討が具体的に進められると想定すると、例えば以下のようなスケジュールが考えられるのではないかと。

<令和4年度>

- ・各小・中学校等において、運動部に入っていない生徒も含め、児童生徒および保護者のニーズをアンケート等で把握するとともに、体力、運動習慣上の課題等を踏まえて、今後のふさわしいスポーツ活動内容について検討する。

(理由)

特に中学校における生徒のスポーツ活動については、保護者の意向・考えが重要です。そのため、児童生徒のみならず、保護者も対象に含めるべきと思います。

- ・各市町村や地域において、地域スポーツ担当部署、地域スポーツ団体、小・中学校等の関係者による地域における新たなスポーツ環境の構築の在り方や整備充実方策の具体的な検討を開始する。その際、前述の学校における情報を共有し、学校の実情や児童生徒のニーズを踏まえて検討を進める。

- ・新たなスポーツ環境の構築のために地域スポーツ団体が取組む際に必要な資源について、各市町村において、意見聴取を行い、必要な支援を検討する。

(理由)

地域スポーツ団体では、現状のまま、部活動を受け入れることは難しく、自治体において、その課題を把握し、必要な支援策を検討することが必要であると考えます。

- ・各市町村において、次年度以降の地域における新たなスポーツ環境の構築に向けて必要な経費や人員等を検討・措置する。

- ・国、都道府県において、上記の各市町村において算出した必要な経費や人員等を取りまとめ、必要な支援を検討・措置する。

(理由)

これまで国において支弁していた部活動に関する経費等も含め、国が支援を行っていく旨の記載が必要だと考えます。

※全体として、経費や保険、関連諸制度等の見直しも大きな課題であると認識しています。特に、「費用」については、これまで学校活動として、指導者の人件費及び活動場所の維持費を学校管理者が主に負担してきたかと思えます。これを地域に移行する場合、誰が人件費と維持費を負担するのか、受益者である生徒に負担を求めるのか、検討が必要と考えます。

※地域移行された際に、顧問教員が関与しなくなった(できなくなった)場合に、大会等を運営するための人員も確保する必要が生じると思えます。そういった内容・視点の加筆が必要と考えます。

## 第2回運動部活動の地域移行に関する検討会議資料に対する意見

令和3年12月9日

総合型地域スポーツクラブ全国協議会

副幹事長 渡邊 優子

### 資料3

休日の地域移行にけるスポーツ環境が整備充実される以前の学校運動部活動の在り方

#### 1. 運動部活動改革の必要性

- 対応策**
- ・学校部活動において、活動時間の短縮時に（冬期間など）校内合同部活動を行い、総合型クラブの指導者により、全種目共通のコーディネーショントレーニングを行う。
  - ・休日等に限らず、できるところから平日の地域部活動を行い、学校部活動とリンクし、活動日・時間の短縮化を図る。

#### 2. 多様性を重視した運動部活動

- 対応策**
- ・前述と重複しますが  
学校部活動の活動のうち、週に1回は別種目、志向の多様化を考えた活動を行う。  
指導は平日放課後対応を考えると、総合型クラブの指導者（職員）が対応可能と考えます。

#### 4. 指導体制の見直し

- 対応策**
- ・部活動指導員に代わる指導者登録を行う。  
指導者育成プログラムに基づいた研修会の受講者にライセンスを付与し、ライセンス取得者が教員顧問に代わり、従事できる体制を作る。
  - ・部活動指導員の配置にも限界があり、外部指導者は対個人ですので総括的な管理も対応不可と考えます。  
指導者の監理体制も、公益性のある組織を運営母体として、つまり個ではなく、組織として指導体制を行う。

#### 5. 地域のスポーツ団体等との連携・協働

- 対応策**
- 多様なスポーツ団体が共に連携・協働することは必要である。しかし、関係組織は保護者の信頼や地域の信頼が得られるよう公益性があり、ガバナンスも確立している組織であることが必要と考えます。
- 地域の実情によりそれぞれの組織運営状況や意識が異なるため、ある程度の条件を満たすこと、その上で、目的を共有し、役割分担をすることが必要かと思えます。

## 資料 4

### 地域における新たなスポーツ環境の構築

#### 2. 地域における新たなスポーツ環境の構築の方法

**対応策** 「令和5年度からの段階的・地域移行」が、できるところからやる、また休日等だけやればよい、他の様子を見てからなど、市町村行政・教育委員会によって様々です。

地域移行を着実に進めるために、市町村行政・教育委員会は方法やスケジュールを明確にし、真の意味の段階的な進め方が必要です。

特に、既に取り組んでいる地域、全くしていない地域などもあり、新しいカタチは1つではなく、地域の実情により多様なカタチがあると思います。

先行している活動についても、それをどう活用するかなども含めて市町村行政・教育委員会の考えを出すべき。

#### 3. 地域における新たなスポーツ環境の在り方

**対応策** ・学校部活動から地域部活動に移行することにより、今まで参加していなかった生徒や運動の苦手な生徒も参加できるチャンスと考えます。

種目、志向の多様化に対応し、よりたくさん子どもたちが参加できる環境を作ることが必要です。

・そのためには公益性のある多様な団体・組織が連携は必須ですが、各団体・組織の役割を定めることが必要です。

マネジメント、指導などを明確にした上で大きな目標に向かった方がよいと思います。

・活動内容も、もちろん多種目、多志向対応、また1種目型ではなく、「多種目」について指導者間でも共有し、行うこと。

・活動時間も、この地域移行過渡期においては、学校部活動と地域部活動の両面で管理できる体制づくりが必要。

#### 4. 地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュール

令和4年度 すでに取り組んでいる地域、またこれから取り組む地域でも、取り組んでいく過程で課題になるのは、兼職兼業やライセンス付与、大会の在り方などです。

ここを整備しないと進みません。

令和4年度では具体的に進めていただきたい。

令和5年度 1つの地域、1つの学校ということではなく、市区町村レベル当での活動の拠点化にも取組が必要かと思えます。それに伴う物理的課題（移動等）について考えることが必要かと。

※地域部活動を推進していくことが子どもたちにとって、現状のスポーツ環境よりもさらに運動しやすい環境を作ることができます。ひいては生涯スポーツにつながるものと思います。

この地域移行をマイナスではなく、プラスになるということを保護者などにも丁寧に伝えることが必要です。また部活動の地域移行に伴う財源確保も必要です。地域部活動として活動するならば過度な受益者負担はできません。そのために国や県、市町村のみならず、民間企業の地域貢献支援のようなことも考える必要があると思います。

## 第2回運動部活動の地域移行に関する検討会議 配付資料（資料4）に対する意見

日本スポーツ少年団  
副本部長 遠藤啓一

◆意見、追記箇所は赤字で示しております。

### 3. 地域における新たなスポーツ環境の在り方

#### (5) 活動場所

##### 【対応策】

○地域のスポーツ団体の施設や公共の運動施設だけでなく、(2)に記載する多様な実施主体が中学校等の体育施設を積極的に活用することも考えられるのではないかと。

○中学校の体育施設等の施設開放における細かいルール作りのガイドラインの策定が必要ではないか。その際、(2)に記載する多様な実施主体の優先利用や使用料減免等を考慮すべきではないか。

##### <理由>

学校体育施設の開放については、現状、教育委員会、学校ごとに異なるルールが存在しており、特に、新規で利用をする場合、既存の団体の枠を奪い合うこととなり、難しい状況である。そのため、現行のルールでは、多様な実施主体が、学校施設を活用することが難しいと想定されることから、ルール作成のためのガイドラインを策定すべきと考える。

また、多くの自治体ではスポーツ少年団をはじめとした青少年スポーツ団体に対して施設利用において、優先利用や使用料減免等の配慮を行っており、中学生のスポーツ活動にあたっては同様の配慮がなされるべきと考える。

### 4. 地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュール

#### 【対応策】(2つめの○)

○令和4年度から各市町村や地域において、まずは休日の地域における新たなスポーツ環境の構築の検討が具体的に進められると想定すると、例えば以下のようなスケジュールが考えられるのではないかと。

##### <令和4年度>

- ・各市町村や地域において、地域スポーツ担当部署、地域スポーツ団体、小・中学校等の関係者による地域における新たなスポーツ環境の構築の在り方や整備充実方策の具体的な検討を開始する。その際、前述の学校における情報を共有し、学校の実情や児童生徒のニーズを踏まえて検討を進める。



- ・新たなスポーツ環境の構築のために地域のスポーツ団体が取組む際に、新たに必要となる資源について、各市町村において意見聴取を行い、必要な支援等を検討・措置する。

<理由>

地域のスポーツ団体では、現状のまま、部活動を受け入れることは難しく、自治体において、その課題や必要となる資源を把握の上、必要な支援策を検討し、対応することが必要であると考えます。

#### 4. 地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュール

【対応策】（3つめの○）

- 令和4年度中には、各市町村において、地域でのスポーツ指導を望む教員が兼業兼職の許可を得て指導に携われるよう規定の整備等を進め、令和5年度からは教員の希望に応じて地域で指導する機会が確保されるようにすべきではないか。
- なお、現状において、地域でのスポーツ指導を望む教員が自らの意思で、ボランティアとして地域のスポーツ現場に関わっているケースも見受けられ、兼業兼職の許可を得なくとも可能となる関わり方も含めて、教員の希望に応じて地域で指導する機会を確保されるよう配慮すべきではないか。

<理由>

地域のスポーツ現場では、既に、教員が自らの意思でボランティアとして指導しているケースもあり、そのような方を含めて、教員の地域でのスポーツ指導において、多様な関わり方が認められるような制度となる必要があると考えます。

#### その他の意見

部活動は現状、学習指導要領上に規定する「教育の一環として」の文言がありますので、学校での教育活動としての位置付けとなっていますが、部活動を地域移行していくにあたって、この位置づけについて検討する必要があると認識しています。

今後、検討会議において、十分に時間をとって議論すべきではないかと考えています。

当然、法改正等の手続きが必要であり、直ちに対応できる問題ではないと認識しています。

## 第 2 回運動部活動の地域移行に関する検討会議に関する意見書

2021 年 12 月 9 日  
スポーツデータバンク株式会社  
石塚 大輔

### 1、教員の兼職兼業について

(資料4)P5に記載のある通り、指導を望む教員が兼職兼業の許可を得て指導に関われるよう規定の整備などを進める～という点について同意致します。

その一方、今後、兼職兼業について議論していく中で、(契約形態)についても枠組みを検討する必要があるのではないかと考えます。

→現行の制度では、(通算労働時間制における勤務時間管理)が課題である。

(改善案)

兼職兼業による指導の機会については雇用契約ではなく、業務委託契約によるいわゆるフリーランス等の位置付けにし、雇用契約の際に影響する(通算労働時間制)の範囲外とする。

### 2、大会参加資格の見直し

(資料4)P6に記載のある通り参加資格に関する内容を各団体へ要請し、令和 5 年より繁栄させるべきという点に同意致します。令和 5 年より段階的に部活動が地域へ移行されることから、令和 5 年を一つの目安として、着実にもしくは強く要請するなどの文言変更を検討。

(改善案)

現行のサッカーによるクラブ対抗大会(ユース大会)などを参考に各競技団体などと連携し、参加資格等の統一などを図る。

### 3、地域移行によりスポーツの機会格差、指導格差をなくす為、D X の活用

地域移行により過疎地域では、少子化によるスポーツ環境の変化が懸念される。今年度より推進されている、地域部活動推進事業にもあるように、I C T の活用を含めた新しい形のスポーツ指導も積極的に検討するべき。

(改善案)

地域に指導者が不足することで、スポーツ機会、指導環境の格差がうまれないように例えば、指導コンテンツをD X 化(オンライン指導、遠隔指導等)することで首都圏の指導者がフォローすることができないか。

スポーツ基本計画にもスポーツD X 化があげられている事から、上記の改善案などにも連動性が生まれることを期待。更には将来的にこの仕組みが確立されれば海外などにも日本のスポーツ指導の新しいコンテンツとして輸出することができる。

## 第2回運動部活動の地域移行に関する検討会議への追加意見

2021年12月9日

(公財)笹川スポーツ財団

吉田智彦

1. 「地域のスポーツ団体等との連携・協働」(資料3 p.4 「5」)及び「地域における新たなスポーツ環境の在り方(2)実施主体」(資料4 p.2 「3.」)について

資料3「5」の対応策「行政、中学校等、スポーツ団体等が現状や課題を共有し、今後の地域におけるスポーツ環境の在り方等について話し合う場」及び、資料4「3」の対応策「多様な実施主体を想定すべきではないか」「地域学校協働本部や保護者会、同窓会など、学校と関係する組織・団体も想定されるのではないか」に関連した取組事例を紹介します。

宮城県角田市及び同市教育委員会と笹川スポーツ財団は、スポーツによる地域活性化の実践研究を進めています。ここでは、同市スポーツ推進計画の実現に向け、9つの団体<sup>※1</sup>が「地域スポーツ運営組織(Regional Sport Management Organization; RSMO)」<sup>※2</sup>として「スポーツネットワークかくだ」を形成し、優先課題の認識共有と、解決に向けた主体的な議論を継続しているところです。

同市においては「子どものスポーツ環境整備」を優先課題の一つと設定しており、各種事業を展開する中、運動部活動の地域移行を見据え、令和2年度より学校関係者、保護者(PTA)、スポーツ団体、民間企業、行政等で構成する「子どものための部活動懇談会」を開催し、現状と課題の情報共有による目線合わせに取り組んでいます。今後はアンケート調査も併用し現場の声を抽出するとともに懇談会を重ね、運動部活動の地域移行の目的・在り方・役割分担などにつき詳細を検討していく予定です。現状では明確な方針決定までは至っておりませんが、地域移行に向けた合意形成を図るプロセスに多くの主体者が関わる事例となります。

※1 角田市スポーツ協会、角田市スポーツ少年団本部、総合型地域スポーツクラブ(スポーツコミュニケーションかくだ)、角田市地域振興公社、屋内温水プール指定管理者((株)フクシ・エンタープライズ)、角田市スポーツ推進委員協議会、バガタ仙台レディース角田ホームゲーム協議会、道の駅かくだ指定管理者((株)まちづくり角田)、仙台大学

※2 笹川スポーツ財団が提案する新たな地域スポーツプラットフォーム

[https://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/research/proposal/pdf/SSF\\_proposal2017\\_01n.pdf](https://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/research/proposal/pdf/SSF_proposal2017_01n.pdf)

2. 「地域における新たなスポーツ環境の在り方(5)活動場所」(資料4 p.4 「3.」)について

資料4(5)活動場所の対応策に示された「中学校等の体育施設を積極的に活用」を実現するために

は、学校体育施設の管理運営全般を再検討する必要があると考えます。以下は、学校体育施設の開放施策に関する調査(笹川スポーツ財団, 2010 年度)を活用した政策提言の抜粋(一部改変)です。情報が古い箇所もあり恐縮ですが、学校体育施設の利用を検討する際は管理運営方法も併せて議論すべき点にならうかと思料する次第です。

学校体育施設の管理主体については、現状の条例などにおいてその責任が教育委員会であることが明記されているが、教育委員会内部でも開放する施設や時間帯により担当する課が異なるケースがあり、管理業務に課題がうかがえた。たとえば、同じ学校でありながら屋外体育施設と屋内体育施設の管理主体が生涯教育課と学校教育課に分かれていることや、そもそも学校体育施設開放は学校教育課から生涯学習課が施設を借り受け利用者に貸し出すことによる業務の煩雑化が発生している。

地方自治体においては、授業時間帯以外の放課後から休日の学校体育施設の開放を、教育委員会ではなく、地域のスポーツクラブなど公益性の高い民間組織に委ねることで、施設利用の最適化に務めるべきである。つまり、社会体育施設が指定管理者制度を導入したように、学校体育施設も放課後と休日に限って学校運営協議会などが指定する団体に管理を任せ効率的に運営する。学校教育としての体育は学校が責任をもって運営し、放課後と休日は地域住民への開放を促進することにより、学校が地域の公共財であることの再認識につながり、社会全体でスポーツをささえる基盤にもなる。さらに一歩進んで、民間組織等による学校体育施設と社会体育施設の一元管理が実現すれば、教育委員会業務の負担軽減に加え、利用体系の幅が広がりより個々のニーズに合うスポーツライフをおくることが可能になる。たとえば、放課後の利用について、これまで競技性の重視偏重により運動部活動への参加を躊躇していた児童・生徒が、自分の好きなレベル、頻度でスポーツを楽しむことが期待できる。公益性の高い民間組織が放課後や休日の学校体育施設の管理・運営を担うことで、競技性を追及する種目に対する外部指導者の派遣手配や、スポーツを楽しむ児童・生徒向けのプログラムを提供するという交通整理がつき、より多くの機会の創造が可能となる。加えて、放課後や週末の運動部活動や既存組織による独占的な利用を解消し、子どものスポーツ指導の練習時間を適切なものにするにも効果的である。

(笹川スポーツ財団政策提言 2010 一部抜粋・改変)

令和3年12月17日

運動部活動の地域移行に関する検討会議

座長 友添 秀則先生

## 第2回会議に関する意見書

末富芳（日本大学文理学部）

### 1.学校における部活動は持続可能ではないことを前提にした議論の必要性

これまでの学校における部活動は、教員に過重な負担を押し付けフリーライドすることで成り立ってきました。社会全体で働き方改革が進む中、このような在り方を維持することはできませんし、また許されないことです。

学校における部活動が維持困難であることは明白であり、生徒のスポーツ環境を確保していくことは喫緊の課題です。部活動について学校で活動を維持するための議論などする段階ではなく、生徒のスポーツに親しむ機会を確保するため地域におけるスポーツ環境を速やかに整備していく実行の段階であると考えます。そのため、当検討会議では、地域におけるスポーツ環境の整備充実をどう進めていくのか、それを阻害する要因をどうやって解消していくのかについて具体的に議論をしていくことが大切だと考えます。

### 2.移行前の部活動の指導体制

#### (1)部活動指導員を前提とした指導体制

部活動は教育課程外の活動であり、法令上、学校・教員が担わなければならない義務は一切ありません。学校として担う義務のない活動を敢えて行うのであれば、学校の本務に支障が生じることは絶対に避けなければなりません。しかし、実態としては部活動があるために、教員は授業準備や教材研究、学習に課題を抱えていたり不登校であったりする生徒への個別のケアなどが十分にできていない状況があります。

市町村教育委員会や学校は、部活動を実施するのであれば、学校の本務に影響が生じないよう、指導を教員に担わせるのではなく、友添座長、内田座長代理ご作成の資料にあるとおり、部活動指導員が顧問となり、単独で指導や大会引率させることが必要であると考えます。

#### (2)学校管理職等の意識改革

いまだに一部の校長等の学校管理職には、教員の意向に反して勤務時間外に及ぶ部活動指導を事実上強制している実態があります。このような校長がいることが学校の働き方改

革の進展を阻んでいます。教育委員会での管理職研修の改善だけでなく、校長会として校長の意識改革を率先して進めていくべきと考えます。

また、学校の責任者である校長は、各学校における働き方改革を進めていく重大な責務を負っています。校長会として、学校の働き方改革を進めていくために部活動改革は不可避であり、校長が中心となって各学校において部活動改革を進めていかなければならないことを全ての中学校の校長に周知徹底していただく必要があると考えます。

### (3) 平日と休日で指導者が異なることへの対応

地域の実情に応じて多様なやり方を認めていくことは、円滑な地域への移行のために必要だと考えます。休日からの取り組みだけでなく「地域の実情に応じて、平日と休日を一体として構築することや、平日から先に構築する」という多様な選択肢が示されていることは重要だと考えます。

また、会議中に齊藤委員から、平日と休日で指導者が異なると困るというご意見がございましたが、競技によっては指導者毎の専門性の違いなどから曜日別に異なる指導者で異なる練習に取り組むことも現実にはありうると存じます。

重要なのは、教員の強い指導力に依存せず、生徒自身がスポーツを楽しむ自主性自立性を成長していく機会を充実することが、プレイヤーセンターもしくはチルドレンファーストのスポーツ活動のためには重要であろうと考えます。

休日か平日にかかわらず複数の指導者が担当することを前提に、生徒自身が練習計画を考えたりその振り返りをしたり、またチームでの話し合いなどをシステム化し指導者側がマネジメントしていく仕組みを競技団体・指導者団体等の協力を得て実現していくことも重要であると考えます。

また、部活動改革について、まずは休日の部活動を地域移行していくという方向性を踏まえれば、過渡期の部活動において平日と休日の指導者が異なることは当然に想定されると思います。地域や学校として、平日と休日の指導者が異なることから問題が生じると考えるのであれば、速やかに平日も地域でスポーツに親しめる環境を整えたり、休日と平日は異なるスポーツに親しむことを進めたりするなどの対応を地域や学校で進めていくことが必要であると考えます。

### (4) 兼職兼業

競技について優れた指導力を持ち、やる気もある教員が兼職兼業の許可を得て地域スポーツに携わることはとても有意義なことであると考えます。ただし、真に希望している教員だけが兼職兼業の制度を活用し、そうでない教員はスポーツ指導から離れられるようにすることが前提になると考えます。仮に勤務している学校の学区におけるスポーツ活動についての兼職兼業が広く認められるようになると、兼職兼業を希望する教員だけでなく、実際には希望していない教員も保護者からの要望や周囲からの同調圧力により、兼職兼業

をせざるを得なくなることは目に見えています。これでは、教員の負担は変わらず、学校の働き方改革は全く進まなくなってしまう。また、兼職兼業した教員が別の学校に異動した場合、休日の指導者もいなくなってしまう。

教員が地域スポーツの指導者として兼職兼業することは、地域住民の一人として地域のスポーツ活動に参画する場合を基本とし、勤務する学校と同じ学区におけるスポーツ活動に従事する場合には、単なる看板の掛け替えになっていないかなどをしっかりと踏まえて教育委員会において慎重に判断する取扱いが望ましいと考えます。

### **(5)指導者の質の確保**

暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を運動部活動・地域での社会教育としてのスポーツ活動の場から排除していく共通指針(第2回参考資料2,p.13,日本スポーツ協会参照)を指導者・保護者と生徒で構築し、罰則等含め実効性のある運用をしていくことも必要です。この際、弱い立場にある生徒がさらなる不利益・人権侵害などの追加的もしくは二次的被害を受けないための方策の構築も重要です。競技団体・指導者団体等の協力を得て、スポーツ庁・文部科学省・経済産業省等での共通指針制定も重要だと考えます。前提として性犯罪者が指導者として学校内外で児童生徒への指導に関われなくする日本版DBS(仮称)などのセーフガーディングシステムの整備運用も必須となります。

## **3.大会の在り方**

### **(1)参加資格**

学校以外の地域クラブ等の出場を競技団体・中体連相互に認めていくことは、とくに人口減少地域における児童生徒のスポーツ活動の機会保障のためにも必要であると考えます。また、特に中体連の大会参加資格が学校単位に限定されていることは、部活動の地域移行を大きく阻んでおります。

平成30年にスポーツ庁から出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても中体連に対して参加資格を見直すよう記載がありますが、実際に緩和はされておられません。友添座長、内田座長代理ご作成の資料でも、国から参加資格の見直しを要請することが記載されておりますが、ガイドラインの時と同じように中体連から無視されてしまっただけでは、部活動の地域移行が進まなくなってしまう。中体連が大会の参加資格の見直しに対して真摯に向き合うよう、単に要請するだけでなく、実効性のある取組が必要だと考えます。

また、中体連として、なぜ大会参加資格を学校単位に限っているのか、地域スポーツに参加している生徒を排除することで生徒にどのようなメリットがあるのか、教育を標榜する団体として同じ中学生であるにもかかわらず排除していることについてプレイヤーセンター・チルドレンファーストの観点からどう考えているのかなどについて検討会議で明確にさせていただき、それらを踏まえて議論していくことが必要だと考えます。



その際、中体連として、学校の部活動に参加していない生徒の分も含めて分担金を徴収しているにもかかわらず、大会参加資格を限定していることとの整合性も明確にしていた  
だくことが必要だと考えます。

## (2)教員による大会引率や大会運営への参画の見直し

教員は、学校における日々の部活動の練習の指導だけでなく、休日に開催される大会への引率も担っております。全国大会が開催されれば、そこに至るまでに多くの地区予選や県大会などが実施されておりますし、全国大会ではなくとも関東大会などのブロックごとの大会も開かれており、年間を通じて数多くの大会が開かれています。シーズン中ともなれば、教員は毎週にわたり大会への引率を担う状況もあります。さらに、教員は大会への引率だけでなく、審判などとして運営に参画しており、これらも大変な負担になっている実態があります。

大会引率だけでなく、審判などで大会運営へ参画することも含めて、教員が担わなくて済む体制を速やかに構築していくべきと考えます。

## (3)今後の在り方

「プロを目指すわけではなく、スポーツを楽しみたい」という生徒のためにも大会の多様化・複線化は必要だと考えます。大会という形式ではなく、交流戦などの平常の活動だけでも、機会として十分だと感じる生徒もいる可能性もあり、ニーズ調査での生徒の意識の把握も待たれます。

## 4.部活動の法制上の位置づけについて

第2回会議でも指摘したとおり、部活動は社会教育法第二条に定義されている「社会教育」であり、部活動は社会教育であるという法制上の位置づけを明確にした地域移行が必須と考えます。

社会教育法

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

その意義は4つあります。

### **(1)市区町村を主体とした社会教育行政としての活動支援・運営が可能になる**

社会教育法に基づき、市区町村を主体とし、社会教育行政としての活動支援・運営が可能になります。社会教育活動としての位置づけを明確にすることで、学校からの移行・負担軽減にも直接的な効果が大きいと考えられます。

なおこの際に必要なのは、社会教育主事の活動支援、国庫補助制度の再開による配置支援です。社会教育主事の中にはスポーツ活動を専門とするスポーツ主事もあり、市区町村で活動するケース都道府県から市区町村に派遣されるなどの支援制度も存在しましたが、国庫補助制度の打ち切りにより社会教育主事、スポーツ主事ともにその数は減少しています。

いままで学校の教員にフリーライドしてきたスポーツ活動を地域で担うためには、地域での行政支援による新たな枠組みの確立や、人材確保が不可欠であり、それを担うのは学校教育行政と同様に 70 年以上の行政経験を蓄積してきた社会教育行政であることは当然の判断だと考えます。

### **(2)生徒の自主性・自立性を重視した活動**

教育基本法第 12 条に定める通り社会教育は「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」です。すなわち生徒の自主性・自立性が重視され、ともすれば学校・教員の指導による強制性を伴う活動であったものが、個人の多様性も重視した活動として再編可能になります。部活動も教育活動の一貫である、との齊藤委員のご指摘がありましたが、生徒の成長を支え、生涯にわたってのびやかにスポーツ文化を楽しむ環境を我が国において実現するためには、自主性・自立性を前提とする社会教育としての推進が重要であると考えます。

社会教育として部活動を地域移行する際に必要なのは、学習指導要領総則での規定の整理もしくは記載取りやめです。学習指導要領の中での部活動に関する記載を取りやめる又は「部活動を学校教育の一環として扱う場合には、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」の記載を社会教育としての部活動の位置づけを明記し、原則として教員が担当しないことなど、文部科学省による明快な整理が必要だと考えます。

### **(3)大会参加資格の拡大に向けた「原則」の必要**

第 2 回会議で、事務局が明らかにした「大会参加資格のあり方の見直し」を中体連や中央競技団体に要請する方針は大きな前進ですが、議論を進める中で、学校関係者を中心に「この大会は学校教育として行うクラブの大会であり、民間スポーツクラブは歓迎できない」との反論が容易に想定されます。その際には、「こうした活動は学校教育としても担いうるが、そもそも社会教育法第 2 条に定める社会教育である」という整理がないままでは膠着状態に陥ると考えられます。

#### **(4)教員の職務の明確化**

学校教育法第 49 条（学校教育法第 37 条第 11 項）の規定にある通り、「教諭は、児童（生徒）の教育をつかさどる」職であり、その職務は、「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」ことにあります。

部活動が社会教育法に定める社会教育であり、(2)に述べたように学習指導要領の記載の取りやめや表現の変更を行うことで、中学校教員の職務の範囲が「義務教育として行われる普通教育を施す」こと「教育をつかさどる」こととして、明確に整理できます。

社会教育としての部活動は兼業兼職の対象であること、また学校教育法に規定される教育活動こそが本務であることが明確にできます。働き方改革の推進のうえでも、必要な整理だと考えます。

#### **5.学校関係者の地域スポーツ団体への偏見・誤解の解消**

大会の参加資格にも関係することですが、一部の学校関係者には、学校部活動では生徒の人間性なども含めて育成させているが、地域のスポーツ団体では競技力の向上ばかり重視して人間性などの育成はないがしろにされているなどという、地域スポーツ団体やその指導者に対する明らかな偏見や誤解があると感じます。

学校における運動部活動でなければ生徒たちが成長できないわけではありません。地域にも優れた指導者は多くおり、地域でスポーツに参加している生徒たちも、競技力を伸ばすだけでなく、仲間に対する思いやりや規律、マナーを守ることなども身に付けて立派に成長しております。

また、学校部活動はあくまでも生徒が任意で参加する活動であり、部活動に入らなかったり、地域でスポーツを行なったりする生徒もおり、全員が参加しているわけではありません。部活動でこそ人間性を成長させられるというのであれば、部活動に入っていない生徒も学校の大切な生徒であるにもかかわらず、それらの生徒の成長について学校としてどのように考えているのか疑問に感じます。

このような一部の学校関係者による地域のスポーツ活動への偏見・誤解が、生徒のスポーツ活動は学校が担うべきであり、地域に任せられないという考えを生じさせ、部活動の地域移行を阻んでいます。このような偏見や誤解を解消するため、学校と地域スポーツの関係者による情報共有や今後のスポーツ環境の構築に向けた話し合いは大変重要だと考えます。

#### **6.地域における新たなスポーツ環境の構築**

各学校におけるニーズ調査については特別支援学校においても実施すべきと考えます。また、保護者も対象にすることが必要です。オンライン調査を活用した効率的なニーズ調査は可能です。またスポーツ活動の地域移行後の生徒の活動状況や満足度、ハラスメント

の有無や地域移行の効果と課題を検証するために、パネル調査が可能な方式ともすべきと考えます。

保護者調査の必要性については休日のスポーツ活動支援ではしばしば保護者の時間・経済的負担も大きい実態も存在します。家庭の経済状況や生活状況、スポーツ活動の支援のための時間負担や負担感の実態を含め把握しなければ、地域での活動での保護者負担を軽視したまま、生徒と保護者にとって持続可能ではない形での地域移行となるケースも発生してしまう懸念があります。スポーツ活動は、保護者のウェルビーイングを大きく損ねてまで実施すべきものなのかどうか、個人的には大きな疑問です。

## 7.費用負担

費用負担の問題で運動部活動に参加できない生徒がいる実態にかんがみ、低所得世帯や障害を持つ児童生徒に対する経済的支援策の必要性を明記いただきたく存じます。

現行の就学援助制度の充実とともに、競技団体による支援策の充実、また児童生徒のスポーツ部活動を支える財源確保の重要性についても明記いただきたく存じます。とくに、令和4年度以降は単一試合予想が可能になることから収益増の見込まれる toto からこうした助成財源を捻出するほか、さらに踏み込んでスポーツベッティングの収益の活用方策として、次世代のスポーツ文化を担う児童生徒に機会均等に活動機会を保障していくことは、国民の納得や事業の公益性を高めるためにもきわめて重要なことであると考えます。

## 8.保険

多様な実施主体が社会教育活動として担う児童生徒のスポーツ活動は、国家賠償法第1条の対象外になるのではとも想定されます。ケガや事故などが発生した際の民事損害賠償リスク、また「学校の管理下での活動」を想定したスポーツ振興センター災害給付の運用範囲の拡大なども必要になります。あわせて民間企業の保険商品への加入を推奨するなど、指導者・児童生徒・保護者ともにリスクマネジメントを自ら行う体制を整えていく必要があります。低所得層補助や保険商品への加入がしづらい障害・疾病を持つ児童生徒への支援制度も別途検討されるべきです。

多様な主体が継続的に児童生徒のスポーツ活動に関わることのできるよう、リスク対応も必要になると考えます。